

# 始良市

## 下水道事業経営戦略

令和 3 年 3 月策定

令和 8 年 3 月改定

鹿児島県始良市



# 始良市 下水道事業経営戦略（改定版）

## 目次

第1章 始良市下水道事業経営戦略について	1
1-1. 計画策定の目的	1
1-2. 計画の位置づけ	1
1-3. 計画期間	2
1-4. 戦略の改定経緯	2
第2章 下水道事業の現状	3
2-1. 地域下水処理事業の概要	3
2-2. 農業集落排水事業の概要	5
2-3. 使用料の状況	6
2-4. 組織	10
2-5. 民間活力の活用等	10
第3章 経営比較分析表等を活用した現状分析	11
3-1. 経営指標の概要	11
3-2. 地域下水処理事業	13
3-3. 農業集落排水事業	15
第4章 将来の事業環境	18
4-1. 行政区域内人口の予測	18
4-2. 利用者数の予測	18
4-3. 有収水量の予測	19
4-4. 使用料収入の見通し	20
4-5. 施設の見通し	21
4-6. 組織の見通し	22
第5章 経営の基本方針	24
5-1. 財政の健全化と安定的な収支の確保	24
5-2. 計画的な施設更新と再構築の検討	24
5-3. 持続可能な体制づくりと人材育成	24
5-4. 柔軟な事業再構築と地域ニーズへの対応	24

第6章 投資・財政計画（収支計画） .....	25
6-1. 投資・財政計画（収支計画） .....	25
6-2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明 .....	25
①収支計画のうち投資についての説明 .....	25
②収支計画のうち財源についての説明 .....	26
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明 .....	27
6-3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	27
①今後の投資についての考え方・検討状況 .....	27
②今後の財源についての検討状況 .....	28
③投資以外の経費についての考え方・検討状況 .....	29
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 .....	30

別紙

投資財政計画（収支計画） .....	31
--------------------	----



## 第1章 始良市下水道事業経営戦略について

---

### 1-1. 計画策定の目的

本市には、5つの地域下水道事業の下水道施設及び農業集落排水施設があります。

このうち、5つの地域下水道事業(新生町、始良ニュータウン、みさと台、朝日ヶ丘、南錦江団地)は、朝日ヶ丘及び始良ニュータウンが昭和54年度に、南錦江団地が昭和56年度に、新生町が昭和57年度に、みさと台が昭和59年度に供用開始を行いました。また農業集落排水事業は平成10年度に事業に着手し平成14年度に第1期(山田地区77ha)の供用開始を行いました。令和2年には第2期(山田二期16ha)の供用開始を行っています。

令和7年度末現在、5つの地域下水道事業については、供用開始から40年以上が経過しており、機械電気設備の更新が必要な時期に達しています。農業集落排水事業については、供用開始後23年が経過しております。

これら下水道等は、住民の日常生活に欠くことのできないものですが、資産の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少等に伴う使用料収入の減少等により、経営環境は年々厳しさを増してきています。このため、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が総務省より要請されているところです。

本計画では、投資の見通しを試算した計画(以下「投資試算」という)と、財源の見通しを試算した計画(以下「財源試算」という)を均衡させた投資・財政計画(収支計画)を策定することで、市の上位計画である「第2次 始良市総合計画」(計画期間:2019年~2026年)に掲げる将来像「可能性全開! 夢と希望をはぐくむまちづくり」の実現を目指した新たな経営戦略(計画期間:2026(令和8)年度~2035(令和17)年度)の策定を行うことを目的とします。

### 1-2. 計画の位置づけ

本経営戦略は、始良市の上位計画である「第2次 始良市総合計画」や、先行して策定された各種計画との整合を図りながら、今後の下水道事業の取り組みや目指すべき方向性を定めるとともに、中長期的な視点から検討・策定した投資・財政計画に基づく戦略的な経営を推進するため、市として重点的に取り組む施策を定めるものです。

### 1-3. 計画期間

#### 令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間

本計画の計画期間は、総務省が示す「経営戦略ガイドライン」における「事業の特性、個々の団体、事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて 10 年以上の合理的な期間を設定することが必要」との考え方にに基づき、10 年間としました。

### 1-4. 戦略の改定経緯

始良市下水道事業では、令和 3 年に「下水道事業経営戦略」を策定し、将来にわたり安定した事業運営を図るため、以下のような中長期的な取り組みを実施してきました。

- 令和 5 年度に地域下水道使用料の使用料改定を実施
- 地域下水道におけるストックマネジメント計画の策定
- みさと台処理区域と朝日ヶ丘処理区域における統廃合の検討

しかしながら、策定から 5 年が経過し、様々な社会情勢の変化に加え、当初想定していなかった南錦江団地処理施設の移管なども行われたため、計画の見直しを行う必要が出てきました。

総務省の示す「経営戦略策定・改定マニュアル」（令和 4 年 1 月改定）においても、概ね 5 年を目安に経営戦略の改定を行い、PDCA サイクルに基づいた計画的かつ柔軟な経営管理を行うことが推奨されています。

本改定では、現行の事業構造と財政状況を再確認するとともに、近年の整備計画や各種データの見直し、施設統廃合やストックマネジメントとの連動を図りながら、財政健全化とサービスの持続可能性を両立させる経営方針を明確にします。

始良市としては、今後も住民生活の安心・安全を支える重要なインフラとしての下水道を持続可能な形で提供していくため、本経営戦略の改定版を策定し、地域の将来を見据えた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

## 第2章 下水道事業の現状

### 2-1. 地域下水処理事業の概要

本市の地域下水処理事業は、新生町、始良ニュータウン、みさと台、朝日ヶ丘、南錦江団地)は、朝日ヶ丘及び始良ニュータウンが昭和 54 年度に、南錦江団地が昭和 56 年度に、新生町が昭和 57 年度に、みさと台が昭和 59 年度に供用開始を行いました。令和 7 年度末現在、5 つの地域下水道事業については、供用開始から 40 年以上が経過したところです。

#### ア 加治木町新生町処理施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 57 年 (43 年経過)	法適・非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内 人口密度	58.8 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
ポンプ場数	無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況	鹿児島県が主体となり「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」が策定されています。実施メニューは、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災害時対応の共同化です。 現在、共同化の予定はありません。		

#### イ 始良ニュータウン処理施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 54 年 (46 年経過)	法適・非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内 人口密度	55.1 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
ポンプ場数	無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況	鹿児島県が主体となり「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」が策定されています。実施メニューは、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災害時対応の共同化です。 現在、共同化の予定はありません。		

ウ みさと台処理施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 59 年 (41 年経過)	法適・非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内 人口密度	73.5 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
ポンプ場数	1 か所 (みさと台中継ポンプ場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>鹿児島県が主体となり「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」が策定されています。実施メニューは、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災害時対応の共同化です。</p> <p>令和 6 年度に隣接する朝日ヶ丘処理区域との統廃合の妥当性を検討しました。</p>		

エ 朝日ヶ丘処理施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 54 年 (46 年経過)	法適・非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内 人口密度	50 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
ポンプ場数	無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>鹿児島県が主体となり「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」が策定されています。実施メニューは、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災害時対応の共同化です。</p> <p>令和 6 年度に隣接するみさと台処理区域との統廃合の妥当性を検討しました。</p>		

オ 南錦江団地処理施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 56 年 (44 年経過)	法適・非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内 人口密度	67.2 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
ポンプ場数	無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>鹿児島県が主体となり「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」が策定されています。実施メニューは、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災</p>		

	害時対応の共同化です。 現在、共同化の予定はありません。
--	---------------------------------

### 計画概要

施設名	当初計画					
	面積 (ha)	設置場所	処理方式	計画 人口 (人)	処理 能力 (m <sup>3</sup> /日)	供用 開始 (年)
新生町	23.8	加治木町新生町 1 番地	長時間曝気方式	3,240	1,053	1982
始良 NT	63.2	西始良 1 丁目 2663 番地 203	標準活性汚泥方式	7,680	1,920	1979
みさと台	13.3	西餅田 15 番地 10	長時間曝気方式	2,100	525	1984
朝日ヶ丘	3.5	西餅田 1905 番地 11	長時間曝気方式	500	150	1979
南錦江団地	2.8	西餅田 3441 番地 12	長時間曝気方式	522	170	1981

## 2-2. 農業集落排水事業の概要

始良市の農業集落排水事業は、平成 10 年度に事業に着手し、平成 14 年度に第 1 期（山田地区 77ha）の供用開始を行いました。令和 2 年には第 2 期（山田二期 16ha）の供用開始を行っております。令和 7 年度末現在、供用開始後 23 年が経過したところです。

### ア 始良市農業集落排水処理施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 14 年 (23 年経過)	法適・非適の区分	法適（全部適用）
処理区域内 人口密度	12.8 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
ポンプ場数	16 か所（マンホールポンプ場）		
広域化・共同化・最適化 実施状況	鹿児島県が主体となり「鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画」が策定されています。実施メニューは、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災害時対応の共同化です。 現在、共同化の予定はありません。		

## 計画概要

施設名	当初計画					
	面積 (ha)	設置場所	処理方式	計画 人口 (人)	処理 能力 (m <sup>3</sup> /日)	供用 開始 (年)
農集	93.0	下名 3013 番地	連続流入間欠曝気方式	1,820	492	2002

## 2-3. 使用料の状況

### 1) 地域下水処理事業

#### 一般家庭用使用料体系の概要・改定の経緯

本市の地域下水道使用料については、これまで各処理施設の運営形態や移管経緯の違いにより、処理区域ごとに使用料水準が異なっていました。このため、利用者間での負担の不均衡が生じており、公平性・妥当性の観点から問題があることが指摘されていました。

このような状況を踏まえ、令和3年から使用料改定検討委員会において検討を行った結果、各処理施設で異なっていた使用料体系を段階的に整理・統一し、市民負担の公平性を確保することを主たる目的とした改定案が整理されました。改定案においては、個別の合併処理浄化槽に係る費用水準との均衡にも配慮し、1カ月20m<sup>3</sup>使用時で概ね3,500円程度の使用料水準を中長期的な目標としています。一方で、急激な使用料の値上げへの緩和措置として、令和5年度、令和10年度、令和15年度の3段階に分けた改定方針が決定されました。なお、令和5年度の改定については既に実施しています。

また、使用料体系については、使用水量に応じて負担額が変動する従量料金制を採用しています。

項目	処理施設名	加治木町 新生町	始良 ニュータウン	みさと台	朝日ヶ丘	南錦江団地
	条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり)	令和4年度	2,728	2,750	3,190	3,520
	令和5年度	2,728	2,750	3,190	3,520	3,520
	令和6年度	2,728	2,750	3,190	3,520	3,520

使用料体系（令和5年4月1日改定）

（単位：円 税込）

項目	処理施設名	加治木町	始良	みさと台	朝日ヶ丘	南錦江団地
		新生町	ニュータウン			
基本料金		1,400	1,400	1,700	2,000	2,000
従量料金（排除 汚水量1立方メ ートルにつき）	10立方メートルまでの分	49	50	55	55	55
	10立方メートルを超え20立 方メートルまでの分	59	60	65	65	65
	20立方メートルを超え30立 方メートルまでの分	68	70	75	75	75
	30立方メートルを超え40立 方メートルまでの分	78	78	85	85	85
	40立方メートルを超え50立 方メートルまでの分	88	88	95	95	95
	50立方メートルを超える分	98	98	105	105	105

備考 排除汚水量は、1立方メートル未満は1立方メートルに切り上げて計算する。

業務用使用料体系の概 要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ

実質的な使用料 (20㎡あたり)	令和4年度	2,519円
	令和5年度	2,891円
	令和6年度	2,957円

使用料体系（令和 10 年 4 月 1 日改定予定）

（単位：円）

項目	処理施設名	加治木町	始良	みさと台	朝日ヶ丘	南錦江団地
		新生町	ニュータウン			
基本料金		1,600	1,600	1,900	2,000	2,000
従量料金（排除 汚水量 1 立方メ ートルにつき）	10立方メートルまでの分	55	55	55	55	55
	10立方メートルを超え20立 方メートルまでの分	65	65	65	65	65
	20立方メートルを超え30立 方メートルまでの分	75	75	75	75	75
	30立方メートルを超え40立 方メートルまでの分	85	85	85	85	85
	40立方メートルを超え50立 方メートルまでの分	95	95	95	95	95
	50立方メートルを超える分	105	105	105	105	105

備考 排除汚水量は、1立方メートル未満は1立方メートルに切り上げて計算する。

使用料体系（令和 15 年 4 月 1 日改定予定）

（単位：円）

項目	処理施設名	加治木町	始良	みさと台	朝日ヶ丘	南錦江団地
		新生町	ニュータウン			
基本料金		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
従量料金（排除 汚水量 1 立方メ ートルにつき）	10立方メートルまでの分	55	55	55	55	55
	10立方メートルを超え20立 方メートルまでの分	65	65	65	65	65
	20立方メートルを超え30立 方メートルまでの分	75	75	75	75	75

	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	85	85	85	85	85
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	95	95	95	95	95
	50立方メートルを超える分	105	105	105	105	105

備考 排除汚水量は、1立方メートル未満は1立方メートルに切り上げて計算する。

## 2) 農業集落排水事業

### 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

一般家庭は、基本使用料（世帯割）と世帯人員による員数割の合計となります。

#### 使用料体系

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	世帯割	1,500円			
	員数割	1人当たり500円			
業務用使用料体系の概要・考え方	使用人員数70人以上又は1か月の平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上の使用が見込まれる業務施設	60,000円			
	使用人員数30人以上70人未満又は1か月の平均排水量が210m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満の使用が見込まれる業務施設	15,000円			
	使用人員数10人以上30人未満又は1か月の平均排水量が70m <sup>3</sup> 以上210m <sup>3</sup> 未満の使用が見込まれる業務施設	7,000円			
	使用人員数10人未満の業務施設	1,000円			
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭に業務施設部分を有しているときの使用料は、一般家庭の使用料に業務施設D区分の使用料を加算した額とする。				
条例上の使用料 (20㎡あたり) 1人世帯の場合	令和4年度	2,000円	条例上の使用料 (20㎡あたり) 1人世帯の場合	令和4年度	2,318円
	令和5年度	2,000円		令和5年度	2,238円
	令和6年度	2,000円		令和6年度	2,210円

(市営住宅に居住する一般家庭の員数は、1人とする)

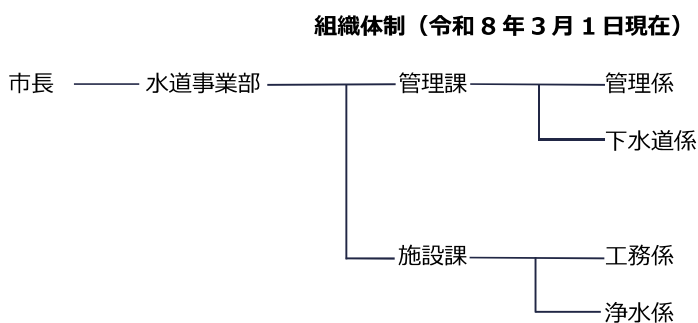
## 2-4. 組織

### 1) 職員数

水道事業部職員 17 人のうち、下水道事業会計から人件費を支弁している職員数は 2 人（事務職員 2 人）です。

### 2) 事業運営組織

組織の再編成を行い、令和 2 年 4 月 1 日に下水道課が廃止となり水道事業部管理課下水道係となりました（それまでは一般会計からの支出）。地域下水処理事業は令和 7 年度時点で 1 名体制（損益勘定職員 1 名、資本勘定職員 0 名）、農業集落排水事業は 1 名体制（損益勘定職員 1 名、資本勘定職員 0 名）となっています。



## 2-5. 民間活力の活用等

民間活用の 状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	窓口業務を民間業者に委託しています。 施設および中継ポンプ場の維持管理業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の 状況	ア エネルギー利用 (下水熱、下水汚泥、発電等)	【農業集落排水事業】 処理場で発生する浄化槽汚泥を湧水町にある汚泥発酵施設に搬入し堆肥化。汚泥肥料として農地へ還元しています。

	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし
--	------------------------------	------

### 第3章 経営比較分析表等を活用した現状分析

#### 3-1. 経営指標の概要

##### 経営の健全性・効率性

経営指標	指標の意味	分析の考え方	算出式
①経常収支比率 (%)	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。	単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。	$(\text{経常収益} / \text{経常費用}) \times 100$
②累積欠損金比率 (%)	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。	$(\text{当年度未処理欠損金} / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})) \times 100$
③流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回ると、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えない状態となるため、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。	$(\text{流動資産} / \text{流動負債}) \times 100$
④企業債残高対事業規模比率 (%)	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	$(\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$
⑤経費回収率 (%)	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。	当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。	$(\text{下水道使用料} / \text{汚水処理費} - \text{公費負担分}) \times 100$

⑥汚水処理原価 (円)	有収水量 1 m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	$(\text{汚水処理費}(\text{公費負担分を除く})/\text{年間有収水量}) \times 100$
⑦施設利用率 (%)	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、過大なスベックとなっていないかといった分析が必要です。	$(\text{晴天時一日平均処理水量}) / (\text{晴天時現在処理能力}) \times 100$
⑧水洗化率 (%)	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100% となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることから、使用料収入の増加を図るためにも、水洗化率向上の取組が必要です。	$(\text{現在水洗便所設置済人口}/\text{現在処理区域内人口}) \times 100$

### 老朽化の状況

①有形固定資産 減価償却率 (%)	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を示しています。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。	$(\text{企業債現在高合計}-\text{一般会計負担額}) / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価額} \times 100$
②管渠老朽化率 (%)	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度を示しています。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められます。一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。	$(\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}/\text{下水道管布設延長}) \times 100$
③管渠改善率	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新	明確な数値基準はないと考えられますが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かか	$(\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}/\text{下水道管布設延長}) \times$

(%)	ペースや状況を把握できます。	る更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められます。	100
-----	----------------	--	-----

### 3-2. 地域下水処理事業

地域下水処理事業は、コミュニティプラントといわれる大型浄化槽と民間が設置した大型浄化槽が市に移管されたものであり公共下水道ではありません。そのため公営企業のその他事業に分類されており、経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）の作成は行われていません。

ここでは令和5年度決算状況調査の結果に基づき、経営指標を独自に算定したものをを用いた分析を実施します。

種別	指標
経常収支比率	89.1
累積欠損金比率	39.4
流動比率	2,954.2
企業債残高対事業規模比率	0.0
経費回収率	80.79
汚水処理原価	182
施設利用率	38.90
水洗化率	84.04
有形固定資産減価償却率	43.0
管渠老朽化率	-
管渠改善率	-

#### 分析欄

##### 1. 経営の健全性・効率性について

・経常収支比率は89.1%であり、経常収入で経常支出を賄えていない状況です。過去から同様の状況が続いており、累積欠損金が解消されずに積みあがっています。今後は収益性改善のための施策を検討す

るとともに、事業の抜本的な見直しも検討していく必要があります。

・流動比率については、令和5年度で2,954.2%と100%を大きく上回っており、短期的な資金ショートへの心配はまずないと言えます。ただし、この状況の一員として、老朽化した施設の更新を後回しにしていることも考えられるため、事業全体の方向性を見据えた投資の検討を行う必要があります。

・経費回収率については、令和5年度で80.79%と、使用料収入で事業経費を十分に賄っていない状況です。人口減少や節水機器の普及等により収入が伸びない一方、老朽化に伴う更新費用が増加しており、収支環境は厳しいと言えます。今後は、適正な使用料水準の検討、費用縮減の推進を通して、経費回収率の安定化を図る必要があります。

・汚水処理原価については、令和5年度で182円/m<sup>3</sup>となり、前年度と比較して大幅に上昇しました。電気料金等の物価上昇や維持管理費の増加等、固定費負担が増大したことが理由と考えられます。今後も原価上昇が懸念されることから、維持管理の効率化や経費削減を図る必要があります。

・施設利用率については、令和5年度で38.90%と年々低下傾向にあり、人口減少や節水型機器の普及により処理水量が減少している状況です。現状では、処理能力に対して実際の利用が大きく下回っており、施設の効率的運用が課題となっています。今後は、適正な施設規模の検討や機械設備の更新時のダウンサイジングを通して、効率的な事業運営を図る必要があります。

・水洗化率については、令和2年度79.98%から令和5年度84.04%へと緩やかに上昇しています。依然として全国平均値87.54%を下回るものの、市全体として水洗化の進展が図られている状況です。引き続き、未水洗化世帯の状況把握や関係部署との連携により、水洗化率の向上に努める必要があります。

(水洗化率の推移については、農業集落排水事業の分析欄を参照)

## 2. 老朽化の状況について

・有形固定資産減価償却率は43.0%ですが、平成30年度の法適用開始以前の減価償却の進行度合いが考慮されていないため注意する必要があります。当該事業は昭和55年に開始したものであるため、相応に老朽化が進行している状況が懸念されます。

## 全体総括

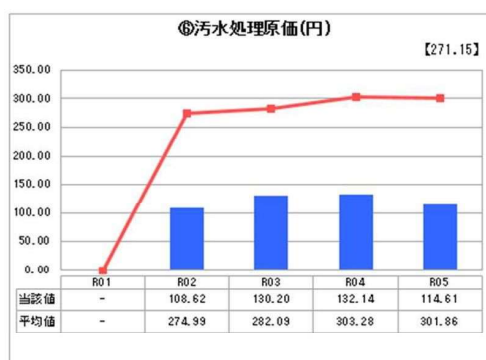
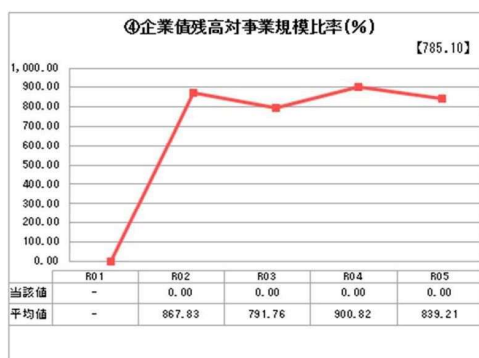
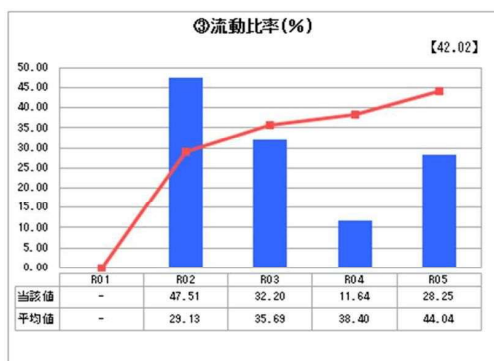
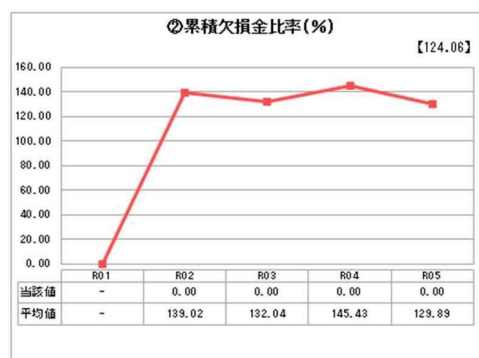
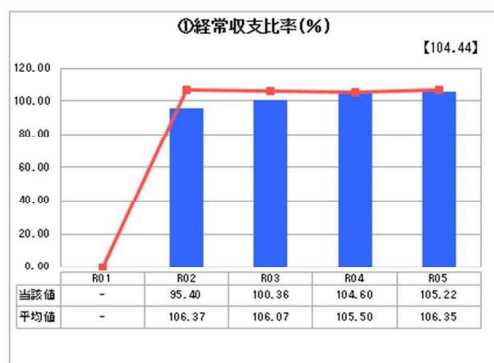
地域下水処理事業は事業の開始から40年以上が経過し、各施設の大規模な更新を実施する必要がありますが、事業の収益性や将来需要の見込みなどから積極的な再投資に踏み切れない状況にあります。今後は事業の在り方を抜本的に見直し、将来のビジョンを明確にした上で、取組みを検討していく必要があります。

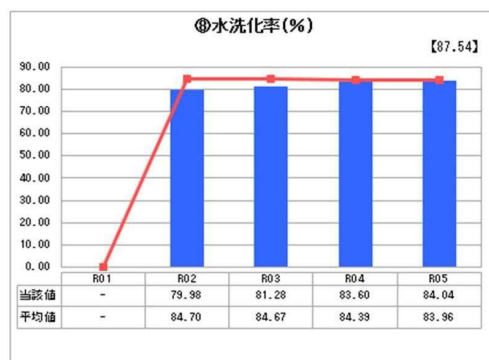
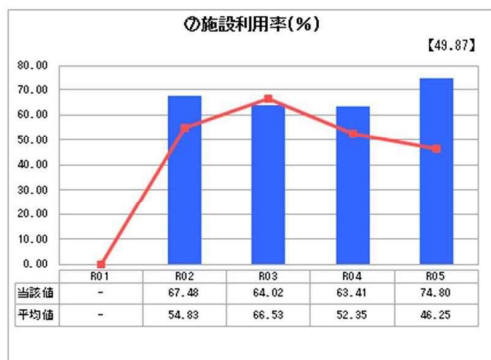
### 3-3. 農業集落排水事業

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>2</sup> 当たり家庭料金(円)
-	65.23	1.60	100.00	3,300

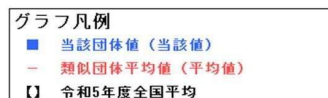
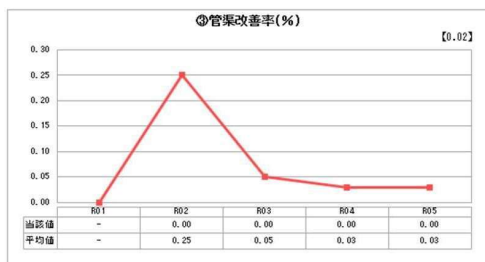
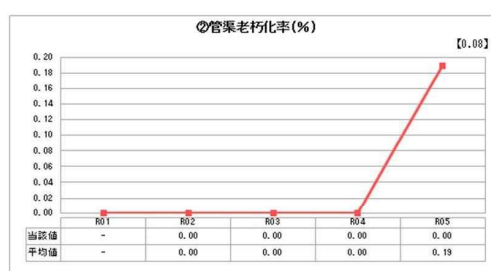
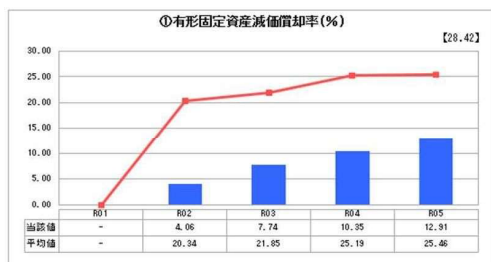
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
78,218	231.25	338.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,247	0.93	1,340.86

#### 経営の健全性・効率性





### 老朽化の状況



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

・ 経常収支比率は、令和2年度の95.40%から令和5年度では105.22%へと上昇し、経常収入で経常支出を賄えるように状況が改善しました。ただし、一般会計繰入金のうち、基準内繰入は児童手当のみであり、大半が基準外繰入によって構成されているため、基準外繰入を除外した場合の経常収支比率は100%を割り込む見込みです。今後は使用料収入の確保や経費の効率化によって基準外繰入の抑制に努め、更なる経営の健全化を推進していきます。

・ 流動比率については、令和5年度で28.25%と100%を下回っており、類似団体と比較しても低い水準で推移しています。これは、短期における資金的余裕のなさを表しているため、今後は、維持管理費の効率化だけでなく、適正な使用料体系への改定を進め、現金預金（流動資産）を確保することを重視していきます。

・ 経費回収率は、令和5年度に107.45%と100%を上回り、必要な経費を使用料収益で賄える状況と

なっています。しかし、過去の推移をみると、年度によっては100%を下回っており、設備更新費用や維持管理費の増減、繰入金の影響による変動がみられます。将来環境の変化を見据えた上で、経営環境の安定化を図るため、使用料改定を踏まえた使用料収入の確保に向けた検討を進めます。

- ・施設利用率については、令和5年度に74.80%となり、類似団体平均を上回る水準を維持しています。概ね70%~80%を適正な稼働率と想定しており、本市は安定した運転状況を維持していると言えます。
- ・水洗化率については、全国平均および類似団体と比較して若干上回り前年度より逡増しました。維持管理者や浄化槽行政と連携し、水洗化率向上を図ります。

## 2. 老朽化の状況について

・本施設は平成14年に供用を開始してから22年が経過しております。平成28年度から補助事業を活用した污水处理施設の機械・電気設備および管路施設の中継ポンプ施設の長寿命化に向けて取り組んでおり、令和2年度から令和5年度にかけて施設内および中継ポンプ場の機械設備、管路施設（マンホール鉄蓋）の更新を実施しております。

・管路施設（埋設管）については、法定耐用年数である50年に至っておらず、平成28年度に実施した機能診断でも顕著な劣化は確認されていません。

・有形固定資産減価償却率は令和5年度で12.91%と類似団体平均の25.46%を大きく下回っていますが、当該比率は法適用以前の減価償却の進捗が考慮されていないため、指標の数値のみで老朽化度合いを判断するには慎重な判断が必要となります。

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の例などもあることから、定期的な検査と維持管理が今後の課題であると認識しており、今後も最適整備構想に基づいた計画的な更新を継続し、資産の健全な維持管理に努めます。

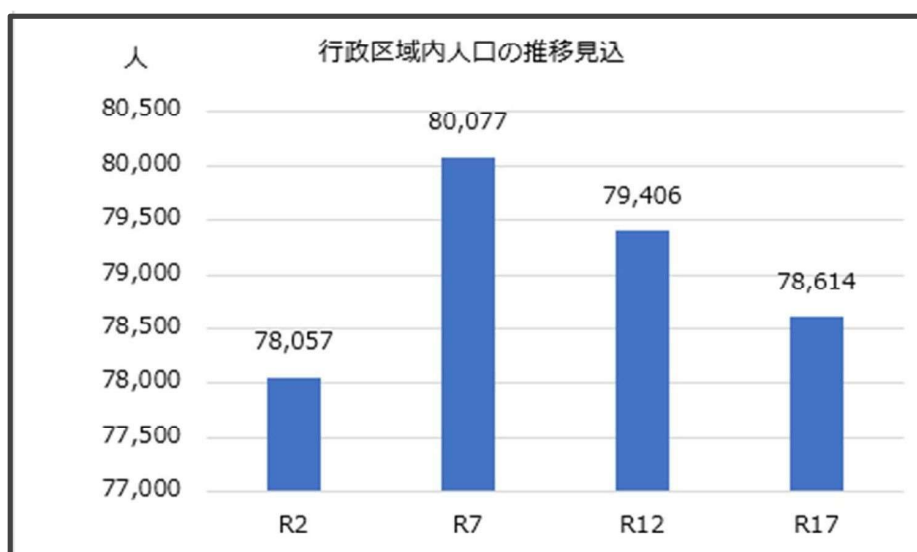
## 全体総括

平成30年度までに適正な機能保全とライフサイクルコストの低減を図るため、ストックマネジメントを整備し、令和2年度から令和5年度までの期間で、補助事業を活用し機器類の更新を行ってきました。この際に、ダウンサイジングおよび積極的に新技術を採用し、コスト縮減を図っています。今後も引き続き定期的な点検などを行い、予防保全を重視した計画的な維持管理を実施し、機能保全対策を計画的に検討します。また、令和2年度から公営企業会計へ移行し、同年に将来にわたり安定的に事業を継続していくために中長期的な経営の基本方針である経営戦略を策定しました。しかし、今後も人口減少および過疎化や経済状況が変化するため、経営戦略の見直しに取り組むとともに、ダウンサイジング等による施設の適正化に努める必要性があります。

## 第4章 将来の事業環境

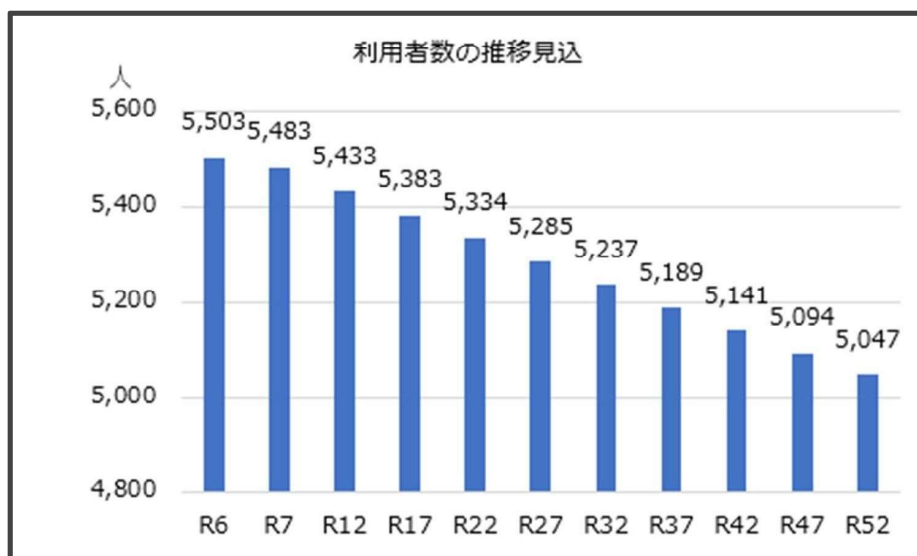
### 4-1. 行政区域内人口の予測

始良市の行政区域内人口については、第3期始良市総合戦略（令和7年3月策定）における「始良市人口ビジョン」に基づき推計を行います。本ビジョンは、社会動態の実績や出生率の向上といった政策誘導効果を独自に設定し、本市が目指すべき将来の展望を示したものです。

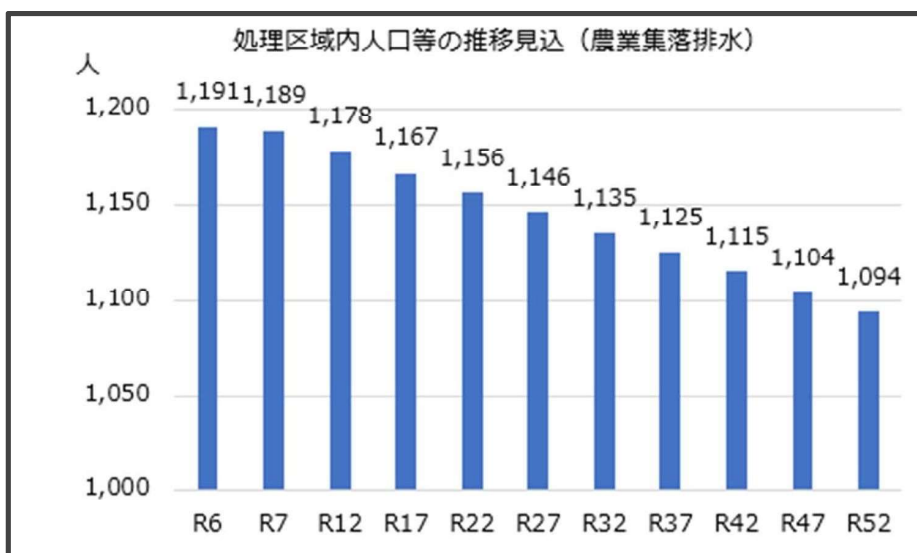


### 4-2. 利用者数の予測

地域下水処理事業の将来利用者数については、「始良市人口ビジョン」における2025年（80,077人）から2035年（78,614人）の10年間の推移（1年あたりの平均減少率約0.184%）に基づき推計を行いました。

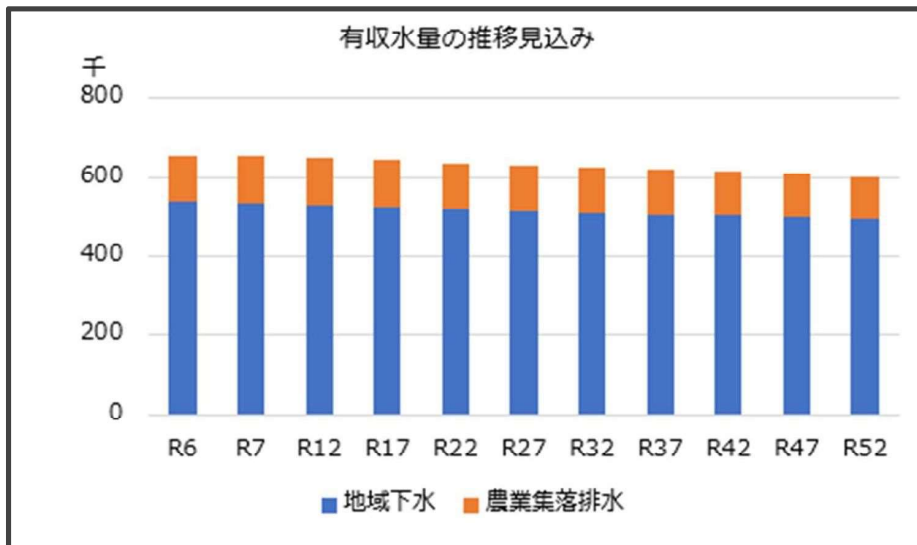


農業集落排水事業については、令和2年4月に二期地区の整備が完了したことから、今後整備拡大に伴う処理区域内人口の増加は見込んでいません。利用者数の推計にあたっては、「始良市人口ビジョン」における2025年(80,077人)から2035年(78,614人)の10年間の推移(1年あたりの平均減少率約0.184%)に基づき推計を行いました。



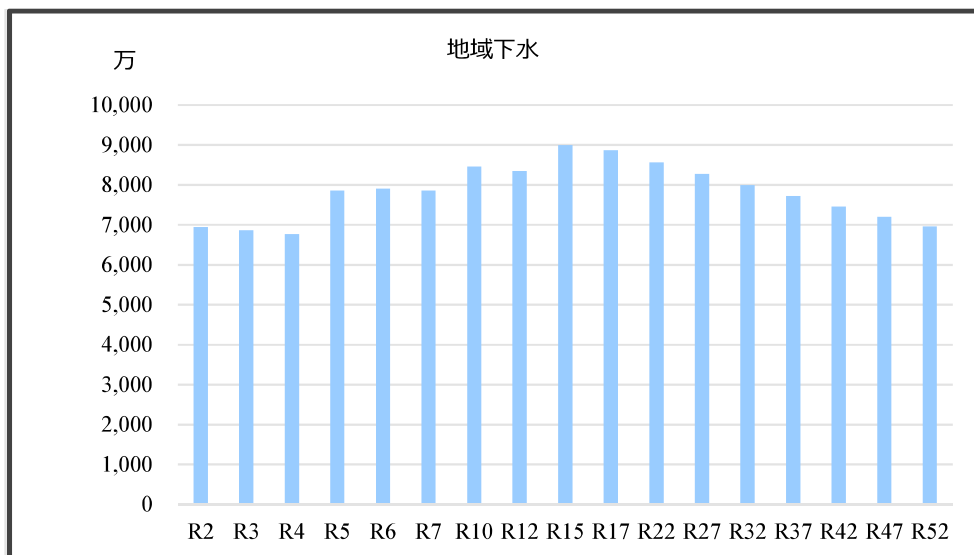
### 4-3. 有収水量の予測

利用者数の予測で示した毎年の人口減少率0.184%(=0.99816倍)により推計しています。年度によって有収水量の増減はあるものの、処理区域内の人口減少や、トイレ・洗濯機・食洗器など、節水性能の高い機器の普及、高齢化の進行(活動量が減る傾向)などにより、今後は減少していく見込です。

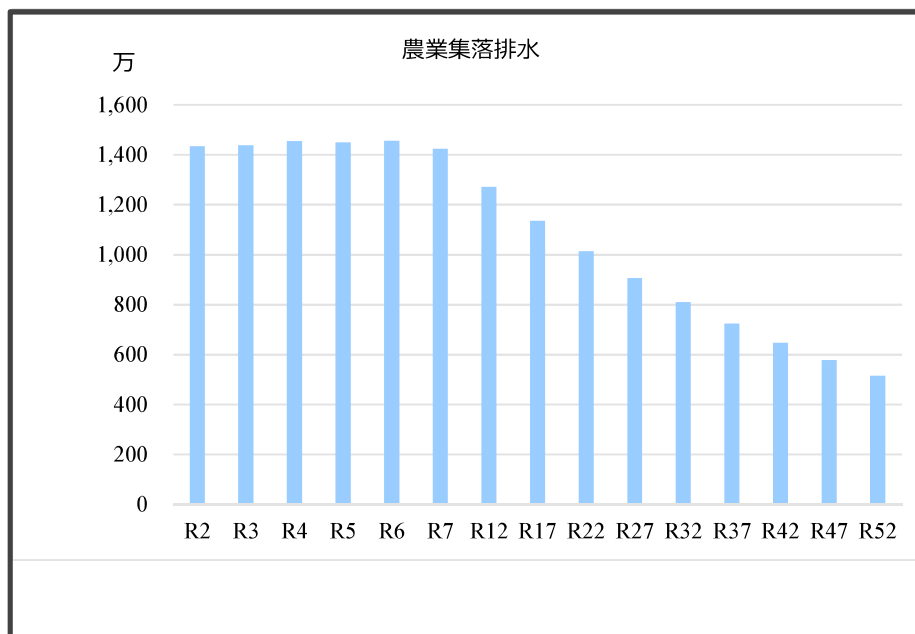


#### 4-4. 使用料収入の見通し

地域下水処理事業では、利用者の微減傾向が続くと見込んでいます。収入面では、令和 5 年度に実施された使用料改定に続き、2 回目を令和 10 年度に、3 回目を令和 15 年度にそれぞれ 10%の上昇率で実施することを前提に推計を行いました。今後は、使用料改定による増額が見込まれる一方で、節水機能の高い機器（トイレ・洗濯機等）の普及や高齢化による活動量の低下により、有収水量が減少していくリスクを注視する必要があります。



農業集落排水事業についても、処理区域内の人口減少や、トイレ・洗濯機・食洗器など、節水性能の高い機器の普及、高齢化の進行（活動量が減る傾向）などにより、減少していく見込みです。



#### 4-5. 施設の見通し

地域下水処理事業の各処理施設においては、供用開始から40年以上が経過しており、管路や処理施設等の老朽化が深刻化しています。これらの施設では、経年劣化に伴う水槽の漏水や機器故障等のリスクが高まっており、施設機能の維持と安全な運転を確保するには、計画的な更新・改修が不可欠な状態です。

このような背景を踏まえ、始良市では令和5年度に地域下水道施設を対象とした機能診断を実施し「ストックマネジメント計画」を策定しました。本計画では、施設ごとの劣化状況や更新時期を把握し、長期的視点での維持管理方針を定めています。

さらに、令和6年度には隣接する「みさと台処理施設」と「朝日ヶ丘処理施設」について、統廃合の可能性を含めた検討を実施しました。統廃合による維持管理の効率化や費用縮減の可能性が期待される一方で、統廃合の実現には多額の整備費用が必要となることが明らかになっています。

また、仮に統廃合を見送った場合でも、それぞれの施設を個別に更新・維持していくためには相応の財政的負担が避けられず、現段階ではいずれの方針においても実施に向けた財源の確保が大きな課題となっています。

今後は、施設の統廃合や更新だけでなく、より柔軟な選択肢として個別の合併処理浄化槽への転換も含めた多角的な検討を行い、地域の実情や財政状況を踏まえた下水道事業の運営方針を模索していきます。

農業集落排水事業の処理施設においては、供用開始から 23 年が経過しており、施設の老朽化が徐々に進行しています。こうした状況を踏まえ、これまでに段階的な診断・計画策定および施設の更新を実施してきました。

平成 28 年度には、処理施設の現況を把握するための機能診断を実施し、平成 29 年度にはその結果を踏まえた「機能保全計画」および「最適整備構想」を策定しました。さらに、平成 30 年度には今後の中長期的な整備方針を明確にするための計画を策定しています。

令和 2 年度から令和 5 年度にかけては、「機能強化対策」として、処理施設や付帯設備の更新工事を実施し、機能の維持・向上を図ってきました。また、令和 5 年度には「維持管理適正化計画」を策定し、運転管理の効率化やコスト縮減に向けた取り組みを進めています。

今後の対応としては、既に以下のように段階的な機能強化対策の実施予定が立てられており、引き続き計画的な維持・更新を図っていく方針です。

【機能強化対策 実施予定】

(単位：千円)

	R12～13	R20～21	R29～30	R39
管路施設	54,573	7,064	39,263	150
中継ポンプ施設	33,649	21,956	15,826	1,611
汚水処理施設 (RC構造物)	9,304	6,537	4,593	435
汚水処理施設 (機械・電気設備)	50,320	35,914	21,266	1,913
計	147,846	71,471	80,948	4,109

#### 4-6. 組織の見通し

下水道係は、事務職員 2 名体制で運営しております。施設の維持管理や計画策定等については、外部委託やコンサルタントの支援を活用することで対応していますが、内部における技術的知見の蓄積や継承、災害時の即応体制の確保が課題となっています。一方、本市では、人口減少や行政需要の変化を踏まえ、令和 5 年 11 月に「第 3 次始良市定員管理計画」を策定し、従来の単純な定員削減を主軸とした考え方が

ら、組織力の充実を重視した定員管理へと方針転換を行っています。同計画では、ICT の活用や事務事業の見直し、アウトソーシングの推進を図りつつ、必要な分野における人材の確保と育成を行うことが示されています。

下水道事業においては、老朽化施設の更新、ストックマネジメントの推進、災害対応力の強化、個人設置型合併処理浄化槽への転換を含めた生活排水対策の検討など、専門性と継続性を要する業務が今後さらに増加する見込みです。このため、現行体制のもとで業務の効率化や外部活力の活用を図りつつ、市全体の定員管理方針との整合を確保しながら、下水道事業を担う人材の確保・育成や組織体制の在り方について、引き続き検討を進めていきます。

## 第5章 経営の基本方針

---

さまざまな経営課題から、次の基本方針を設定します。

### 5-1. 財政の健全化と安定的な収支の確保

使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う支出増加に対応するため、使用料改定の適切なタイミングや水準の見直しを行うとともに、民間委託の在り方、業務の効率化とコスト縮減に努め、安定した財政運営を目指します。また、過去に積みあがった累積欠損金を解消し、財務状況の健全化を目指します。

### 5-2. 計画的な施設更新と再構築の検討

令和6年度には、隣接する「みさと台処理施設」と「朝日ヶ丘処理施設」について統廃合の検討をいたしました。いずれの方針においても多額の費用を要することが判明しており、現時点では財政的な実行が極めて困難な状況です。

また、令和5年度に策定したストックマネジメント計画においても、施設更新の必要性は認識されているものの、同様に財源確保の見通しが立たず、計画に基づく対応の着手が難しい状況です。

今後は、更新・統廃合・機能転換を含めた複数の選択肢を検討しつつ、財政状況や地域の実情に応じて、優先順位をつけた段階的な対応を目指します。

### 5-3. 持続可能な体制づくりと人材育成

業務の専門性や事業量に応じた人員体制の確保を図るとともに、職員の育成や外部専門家との連携を通じて、将来にわたる安定的な運営体制の強化を進めます。

### 5-4. 柔軟な事業再構築と地域ニーズへの対応

各処理区域の状況に応じて、施設統廃合や個別合併処理浄化槽への転換など多様な選択肢を検討し、住民ニーズや財政状況を踏まえた柔軟な対応により、効率的かつ実効性のある事業運営を進めます。

## 第6章 投資・財政計画（収支計画）

---

### 6-1. 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

### 6-2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ①収支計画のうち投資についての説明

##### （目標）

##### 優先度に応じた更新の段階的实施

緊急性・重要性・リスクの高い施設・設備から順次対応し、限られた財源の中で最大限の効果を得られるよう、段階的・計画的な更新を実施します。

##### 事業継続性を意識した中長期的な視点の確保

現行の財政制約を前提としつつも、今後の人口減少や使用料収入の推移を踏まえ、事業継続に必要な最小限の投資を中長期で確保することを目指します。

##### （投資資産の取りまとめ）

地域下水処理事業においては、各処理施設が供用開始から40年以上経過しています。下水道管渠施設の標準耐用年数は50年とされていますが、処理場やポンプ場等の施設については、構造物・機械設備ごとに耐用年数が異なります。令和5年度に実施した機能診断の結果を踏まえ、管渠施設については、適切な維持管理および部分的な更新を計画的に実施することにより、標準耐用年数を超えて使用することを前提とし、目標耐用年数を75年とする長寿命化を図る方針とします。処理場・ポンプ場等の施設についても、機能診断や更新計画に基づき、必要な更新を行いながら、可能な限り既存施設の有効活用を図ります。これらの取組みにより、徹底した効率化・合理化を進めつつ、投資規模の抑制と機能維持の両立を図ります。

農業集落排水事業については、下水道管渠施設の標準耐用年数が50年とされており、現時点で供用開始から23年が経過しています。処理施設や中継ポンプ場等についても、今後、老朽化の進行が見込まれることから、安定的な汚水処理の継続に向け、計画的な機能強化・更新が必要となります。機能強化対策の内容および実施時期については、「4-5.施設の見通し」において整理したスケジュールに基づき、管路施設、

中継ポンプ施設、汚水処理施設（構造物・機械設備）ごとの更新を段階的に実施します。これらの整備にあたっては、国の補助制度を積極的に活用し、財政負担の軽減を図りながら、必要な投資を計画的かつ段階的に進める方針です。

## ②収支計画のうち財源についての説明

### （目標）

地域下水処理事業において、収益的支出に計上している汚水処理に要する維持管理費は、原則として下水道使用料などの自主財源で賄うことを基本とし、使用料収入に見合った事業規模や整備水準の調整も視野に入れながら、自立的な経営基盤の確立を目指します。

また、経営状況が厳しい農業集落排水事業についても、自主財源を増やし一般会計からの繰り入れへの依存度を減らすことを目標とします。

### （財源についての取りまとめ）

下水道事業の安定的かつ自立的な運営には、計画的な収入確保が不可欠であり、収支バランスの確保に向けた中長期的な財源戦略が求められます。地域下水処理事業および農業集落排水事業において、それぞれの特性と課題に応じた対応を進めます。

### 地域下水処理事業

地域下水処理事業では、令和 5 年度に第 1 回目の使用料改定を実施済みであり、今後も令和 10 年度および令和 15 年度に計 2 回の使用料改定を予定しています。しかしながら、人口減少や節水傾向に伴う有収水量の減少により、収入全体は減少が見込まれる状況にあることから、改定期間や改定幅については固定的に捉えるのではなく、財政状況や事業収支の動向を踏まえ柔軟に検討していく必要があります。このため、次期経営戦略においては、改定の前倒しや追加改定も含めた弾力的な対応を検討対象とします。また、財政負担の軽減と施設更新の合理化を図る観点から、個別の合併処理浄化槽への転換といった選択肢も含めた再構築の検討を進めます。

### 農業集落排水事業

農業集落排水事業においては、現行の使用料収入では維持管理費を全額賄うことができず、一般会計からの繰入金によって不足分を補填している状況です。今後、物価上昇や委託費の増加、施設の老朽化に伴う維持更新費の増大が見込まれる中、現行の使用料体系のままでは、一般会計への依存がさらに高まるお

それがあります。

さらに、国が地方財政措置を受けている下水道事業が最低限行う努力目標として、下水道使用料 20 m<sup>3</sup>あたり 3,000 円（税抜）という基準に到達しておらず、自治体としての自立的経営が求められる中、現行体系では持続可能性が懸念されます。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収益的支出については、原則として令和 7 年度予算額を基準に推計しています。また、主な費用については、以下に示す条件で計上しています。

- ・人件費は給料、手当、法定福利費、引当金を人件費として取り扱い、令和 7 年度の予算額を予測値として計上しています。
- ・維持管理費は、令和 7 年度の予算額を基準とし、中長期的な物価上昇を考慮して、毎年度 2%の上昇を見込んで計上しています。なお、委託料等一部の項目については、個別に予測した計画値を見込んで計上しています。
- ・減価償却費は、令和 7 年度以降は既往分（令和 6 年度までの資産に対する減価償却費）に新規分と除却分を見込んで算出しています。
- ・支払利息は令和 5 年度借入分までの償還計画に基づくもので算出しています。

## 6-3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化 実施状況	地域下水処理事業における隣接処理施設の統廃合の妥当性検討を行った結果、費用対効果の観点から、当面は既存施設を活用することが適当と判断しました。ただし、地域の実情や施設利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の統廃合や個別合併処理浄化槽への転換といった選択肢も検討対象とし、長期的な財政負担の軽減を図ります。 農業集落排水事業については、令和 5 年度に維持管理適正化計画を策定し、現行施設の維持による運営が最適であるとの整理を行っています。
投資の平準化に関する 事項	地域下水処理事業について、機能診断やストックマネジメント計画等の結果を踏まえ、劣化状況や緊急性に応じて更新時期を分散していきます。 農業集落排水事業について、令和 12 年度・13 年度、令和 29 年度・30 年度、令和 39 年に予定している機能強化対策では、それぞれの整備内容と

	優先度を精査し、平準化と緊急対応を両立させる調整を行います。
民間活力の活用に関する事項（PPP・PFI など）	処理場や管渠の老朽化に伴う改築・更新が必要な場合や、個別合併処理浄化槽への転換の検討において、効率的・効果的な民間資金・ノウハウの活用を検討します。
その他の取組	機器の更新や農業集落排水事業での機能強化対策時、新技術の導入や設計の見直し、高効率機器や省エネルギー型設備の導入により、コンパクト化・ダウンサイジングを推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## ②今後の財源についての検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>地域下水処理事業では、使用料体系の統一と負担の公平性の確保を主な目的として、令和 10 年度と令和 15 年度に使用料改定を行います。しかしながら、人口減少や節水傾向に伴う有収水量の減少により、収入全体は減少が見込まれる状況であることから、その後も必要に応じて見直しを実施し、一般会計からの基準外繰入には極力頼らない運営体制を確立することを目指します。次期経営戦略においては、財政状況や事業収支の動向を注視しつつ、使用料改定の前倒しや追加改定も検討していきます。</p> <p>農業集落排水事業では、使用料改定を実施しておらず、今後も基準外繰入が続く見込みです。ただし、地域下水処理事業との負担の均衡や、利用実態に即したコスト負担の在り方については課題と認識しており、令和 7 年度以降の決算を継続的に検証したうえで、次期経営戦略において事業の持続性やコスト負担の公平性の観点から、使用料改定の具体的な検討を行うものとしします。</p> <p>今後は、両事業の特性や地域事情を踏まえつつ、使用料水準の適正化と財政負担の公平性確保を基本とした見直しを進めます。</p>
資産活用による収入増加の取組について	現時点では、収益化可能な未利用財産（土地・建物・不要機材等）は限定的であり、直ちに大きな収入増加が見込まれる状況にはありません。今後、施設再配置や設備更新に伴って生じうる不要資産や遊休地の発生可能性を踏まえ、処分や貸付などの活用策を随時検討します。
その他の取組	国・県による補助制度の最新情報を収集し、対象事業への積極的な活用を検討します。

### ③投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託・指定管理者制度、PPP/PFI など）</p>	<p>令和元年度から窓口業務を民間企業へ委託することにより、業務の効率化を図っています。施設の維持管理や計画策定においては、外部委託やコンサルタントの支援を受けつつ、今後、より効果的に民間のノウハウを活用するため、委託範囲や官民連携のあり方について検討していきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>老朽化施設の更新やストックマネジメント、災害への緊急対応、個別の合併処理浄化槽への転換も含めた多角的な検討など、専門的かつ継続的な取り組みが求められるため、現行の事務職員 2 名体制からのさらなる人員削減は困難な状況です。</p> <p>上下水道事業の連携・統合的な運営による業務効率化や人件費・共通経費の縮減を行いつつ、将来を見据えた組織体制の在り方についても継続的に検討を進めます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>従来は施設の維持管理業務を受託する業者との包括契約の中に薬品費を含めていましたが、契約の透明性やコスト削減の観点から、令和 3 年度以降は薬品費を維持管理契約から分離し、直接、薬品取扱業者と単価契約を締結する方式へと変更しました。今後も薬品の使用状況や市場価格の動向を注視しながら、必要に応じて契約方法や納入体制の見直しを行います。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>現時点では財源が限られており、ストックマネジメント計画で示された全ての修繕・更新を直ちに実行することは困難な状況であるため、緊急性・重要性・リスクの高い施設・設備から優先的に対応していきます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>合併処理浄化槽であるため、各処理施設の運転・点検・保守管理などの維持管理業務を鹿児島県より営業区域が指定されている保守点検業者へ委託しております。施設ごとの運転データや故障履歴等の分析を通じて、業務内容の見直しや委託仕様の最適化を図り、費用対効果の向上と維持管理水準の確保の両立に努めていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>鹿児島県生活排水処理広域化・共同化計画に基づき、始良・伊佐地区において、汚水汚泥の集約処理、維持管理業務の共同化、事務の共同化、人材育成・広報活動の共同化及び災害時対応の共同化等のソフト分野を中心とした広域連携について、関係自治体と連携し検討を進めます。</p>

## 第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

---

本経営戦略は、令和3年3月に初めて策定し、中長期的な経営の方向性を明示することで、安定的な事業運営を図ってきました。策定以降、下水道使用料の改定やストックマネジメント計画の策定、施設統廃合の検討、財政状況の変化等を踏まえ、今回、令和8年3月に改定を実施しました。

経営戦略は、社会情勢や財政状況の変化に柔軟に対応するため、概ね5年ごとの見直しを基本としており、次回の改定は令和13年3月までに実施するものとします。





## 始良市水道事業部

〒899-5655 鹿児島県始良市船津 138 番地 1

TEL 0995-65-3450 FAX 0995-65-4711